

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	57
契約番号	2農振財契第948号
件名	豚管理システムの購入
納入及び設置場所	東京都青梅市新町6-7-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 新豚エリア
概要	豚管理システム 1式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和3年3月31日(水)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和2年12月10日(木) 午後1時30分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年11月18日(水)から令和2年11月25日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721 FAX 042-522-5397
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係 井上・横山 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

仕 様 書

1 件 名 豚管理システムの購入

2 納入場所

東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 新豚エリア

4 購入物件 豚管理システム 一式

5 納入期限 令和3年3月31日

6 仕 様

番号	内容
1	システム管理情報
	本システムは、現在青梅畜産センターで現在行われているトウキョウX種豚の改良・維持・増殖の事業を補助することを目的とし、システム管理対象として以下の情報を管理できること
1.1	個体情報
1.1.1	個体管理情報
	耳標, 生年月日 性別, 右乳頭, 左乳頭, 毛色, 名称, 血統グループ, 血縁, 分類(維持, 維持外)など ※哺乳中仔豚を含む全ての飼養豚を対象
1.2	トレース情報
	共通管理情報: 実施日, 担当者など
1.2.1	種付情報
	種付方法(本交, 人工授精), オス個体など
1.2.2	妊娠鑑定情報
	鑑定結果など
1.2.3	分娩情報
	死産頭数♂♀, 黒子頭数♂♀, 哺乳開始頭数♂♀など
1.2.4	里子情報
	里子先母豚など
1.2.5	離乳情報
	離乳頭数♂♀など
1.2.6	P2 計測情報
	P2 数値など

1. 2. 7	体重測定情報
	体重など
1. 2. 8	死亡情報
	理由など
1. 2. 9	淘汰情報
	理由など
1. 2. 10	ワクチン接種情報
	ワクチン種類, 摂取量など
1. 2. 11	治療情報
	症状, 治療種類, 投与量, 休薬期間, 指示獣医師など
1. 2. 12	処置情報
	歯切り, サルモネラ採材, サルモネラ結果, サルモネラ判定, AD採血, AD判定など
1. 2. 13	ロケーション情報（飼育場所「ストール」「豚房」）など
	移動場所など
1. 2. 14	精液採取情報
	時間, 一般性状(種雄豚名, 採取量 ml, 活力), 希釈(原精液量 ml, 希釈後量 ml, 生産本数, 希釈倍率, 希釈後活力), 種付雌豚名など ※トレーニング記録, 採取試行記録も管理
1. 2. 15	給餌情報
	給餌餌種類, 給餌量など
1. 2. 16	一次選抜
	選抜結果など
1. 2. 17	二次選抜
	選抜結果など
1. 2. 18	屠場出荷予定
	予定日, 出荷先など
1. 2. 19	農家出荷予定
	予定日, 出荷先など
1. 2. 20	屠場出荷
	出荷先, 区分(肉, 廃用)など
1. 2. 21	農家出荷
	出荷先など
1. 2. 22	種豚組替
1. 3	基本情報
1. 3. 1	維持豚交配情報

	指定交配♂♀など
1.4	針・薬品等在庫情報
1.4.1	注射針使用在庫情報
	年月日, 使用者, 持出数, 返却数, 使用数, 不明数, 入荷数, 在庫など
1.4.2	動物用医薬品使用在庫情報
	年月日, 使用者, 使用家畜, 使用量, 受入数, 残量など
2	システム構成
	システム構成は以下の要件を満たすこと
2.1	システムハードウェア
2.1.1	サーバー (1 台)
	事業所内に設置可能なデータベースサーバー・アプリケーションサーバーを搭載したサーバーハードウェアを設置する
2.1.2	クライアントの要件
	既設の PC を利用しブラウザでのアクセスで操作できるものとする
2.1.3	ハンディターミナル (6 台)
	農場内でデータ入力を行うハンディターミナル
2.1.3.1	ハンディターミナルの要件
	環境性能: 落下強度 3.0m, 防塵・防水 IP67 準拠, 動作温度-20℃~50℃
	入力: キーボード(テンキー, ファンクションキー), タッチパネル抵抗膜方式, バーコードスキャナー
	インターフェース: Bluetooth, クレードル使用による有線 LAN
2.1.4	RFID 耳標リーダー (2 台)
	RFID 耳標を読み取り可能なリーダー
2.1.4.1	RFID 耳標リーダーの要件
	ISO11784 / ISO11785 準拠の要件
	FDX-B/HDX 対応
	Bluetooth 通信
2.2	システムソフトウェア
2.2.1	アプリケーションサーバー
	クライアントから Web アクセス(ブラウザ)可能なアプリケーションサーバー
2.2.2	ハンディターミナル用アプリケーション
	ハンディターミナルに搭載するアプリケーション
3	アプリケーション機能
	アプリケーション機能は以下の機能を実装すること
3.1	アプリケーションサーバー

	システム管理情報の登録・修正・削除・参照が行える機能
3.1.1	ハンディターミナル連携
	ハンディターミナルとのデータ同期を行う機能
3.1.2	バーコードの管理
	下記情報の管理とバーコード出力を行う機能
	個体(豚), 担当者, ワクチン, 薬品, 処置内容, 針, 豚房(ストール), 保管場所, トレース種類
3.1.3	エアーフードシステム連携
	エアーフードシステム (TEWE ELEKTRONIC 社製 AIRFEED II システム) と連携し、豚房(ストール)毎の給餌量を取得、個体別の食下量を把握する機能
3.1.4	母豚群管理システム連携
	母豚群管理システム (Nedap Livestock Management 社製 Veros システム (LF 帯 RFID 耳標を利用)) と連携し、個体別の食下量を把握する機能
3.1.5	データ出力機能
	システム管理情報を汎用的に Excel に出力可能な機能
3.1.6	各種帳票
	下記帳票もしくは運用上同等の帳票を出力 (印刷出力、Excel 形式書出) する機能
	・業務日誌
	・mating 資料
	・妊娠鑑定ノート
	・現場用 mating 資料
	・発情表
	・母豚個体カード
	・子豚体側簿
	・母豚給餌メモ
	・sow
	・piglet (子豚体側簿)
	・子豚個体カード
	・分娩予定表
	・飼料給餌表
	・注射針使用簿
	・豚医薬品等台帳様式
	・治療歴メモ
	・豚治療簿
	・体側簿

	・飼料きりかえ表
	・選抜後個体カード
	・交配野帳
	・精液採取簿(実験室用)
	・精液採種簿(現場・農家配付豚用)
	・採精記録 (維持♂)
	・と場出荷確認表
	・医薬品発注簿
	・農家出荷確認表
	・種畜台帳
	・交配表
3.2	ハンディターミナルアプリケーション
	上記 1.2 トレース情報, 1.4 針・薬品等在庫情報の入力を行う機能
3.2.1	データ同期
	アプリケーションサーバーと LAN 通信な可能状況で、各種情報の同期を行う機能
3.2.2	スタンドアロン入力
	データ入力時には外部とのデータ通信を使用せず入力しデータを保持する機能
3.2.3	バーコード入力
	各入力にて下記の項目についてバーコードによる入力する機能
	個体(豚), 担当者, ワクチン, 薬品, 処置内容, 針, 豚房(ストール), 保管場所, トレース種類
3.2.4	RFID 耳標入力
	外部 RFID リーダーと連動し RFID 耳標を用いた個体情報を入力する機能
3.2.5	Bluetooth 機器連携
	Bluetooth 機器と連携し数値等の入力を行える機能 ※スケール (田中衡機工業所製 HD-2000C) など

7 受注者の要件

- (1) 本契約の履行に際して、既存の帳票の電子化、データベースへの落とし込み、データベースや帳票の体裁等作業については、別紙「電子情報処理委託に関する標準特記仕様書」により、事業課豚担当職員と協議のうえ決定・実施すること。この「標準特記仕様書」については、「委託者」を「発注者」、「受託者」を「受注者」と読み替えるものとする。
- (2) 「プライバシーマーク®」の認証を取得し、認証に基づく個人情報保護体制のもと作業を行うことができること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証 (ISO/IEC 27001)を取得している事業者であること。

- (4) 豚の生体の取り扱いについて精通していると認められること。
- (5) LF帯RFID耳標を利用したシステム導入の経験があること。
- (6) 日本国内で種豚の改良・維持・増殖を目的とした法人（官公庁を含む）への導入実績があること。

8 支払い方法

納品完了後に提出される納品書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

- (1) 納品日を事前に担当者と協議のうえで納品すること。
- (2) 新豚エリアに関する工事日程により、設置日は担当者と別途協議すること。
- (3) 敷地内では、家畜伝染病予防のための防疫措置を実施している。防疫の内容は状況によって変更があるので担当者及び財団職員の指示に従うこと。
- (4) 別紙「東京都グリーン購入推進方針」に配慮すること。
- (5) 本契約に当たって自動車を使用し、または利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (6) 履行に際し、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 暴力団排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
 - ①本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
 - ②契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生ずる可能性が発生した場合、受注者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、納入期限の延長のための協議を行う。この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。
- (9) その他、本仕様に疑義が生じた場合又は特に定めのない事項については、その都度、担当者と協議を行うこと。

10 連絡先及び担当者

〒198-0024 東京都青梅市新町六丁目7番1号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 事業課 青梅庁舎再編整備係
井上・横山

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を受け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を

詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。

コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。

(2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。

(3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。

イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。

ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

(2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

(3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

(1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。

(2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。

(3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

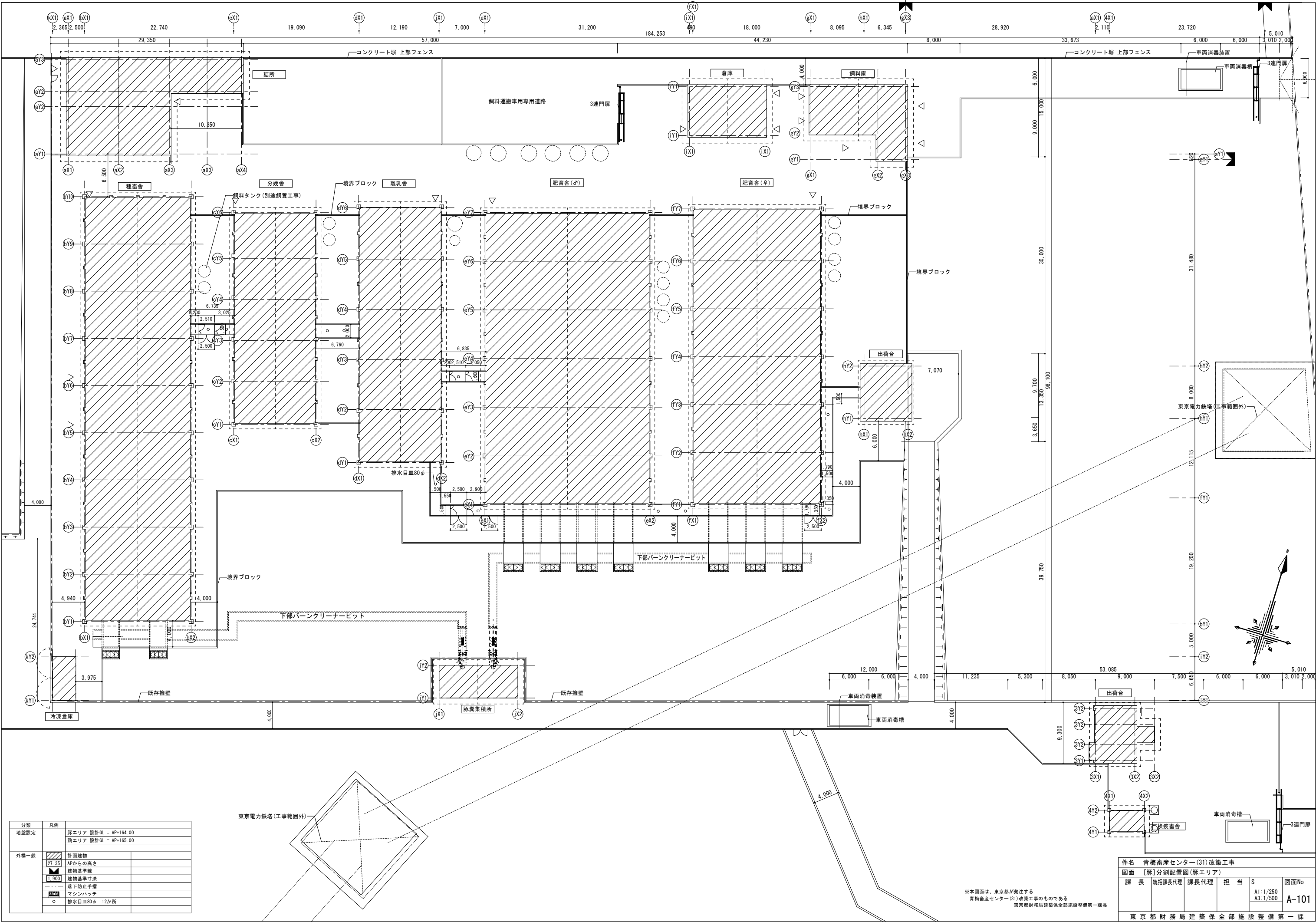
14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

15 運搬責任

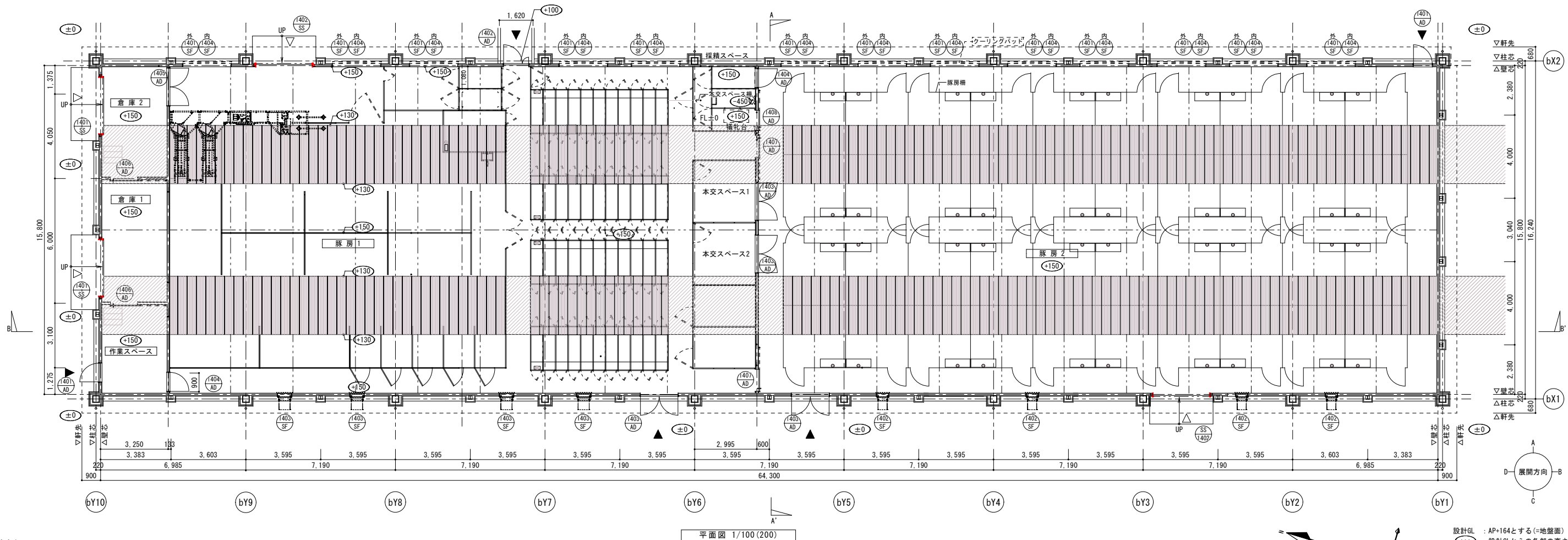
この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。



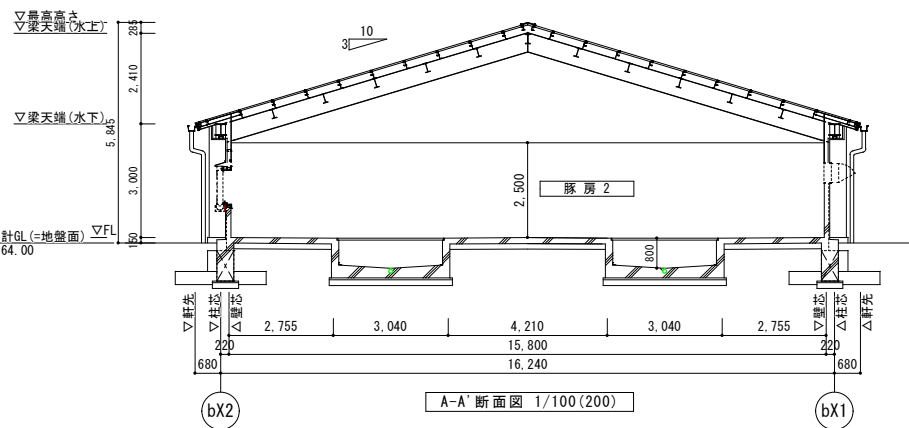
分類	凡例	
地盤設定		豚エリア 設計GL = AP+164.00 鶏エリア 設計GL = AP+165.00
外構一般		
	計画建物	
	27.35	APからの高さ
	建物基準線	
	1.900	建物基準寸法
	落下防止手摺	
	マシンハッチ	
	排水目皿80φ	12か所

件名 青梅畜産センター(31)改築工事					
図面 [豚]分割配置図(豚エリア)					
課 長	統括課長代理	課長代理	担 当	S A1:1/250 A3:1/500	図面No A-101
東京都財務局 建築保全部施設整備第一課					

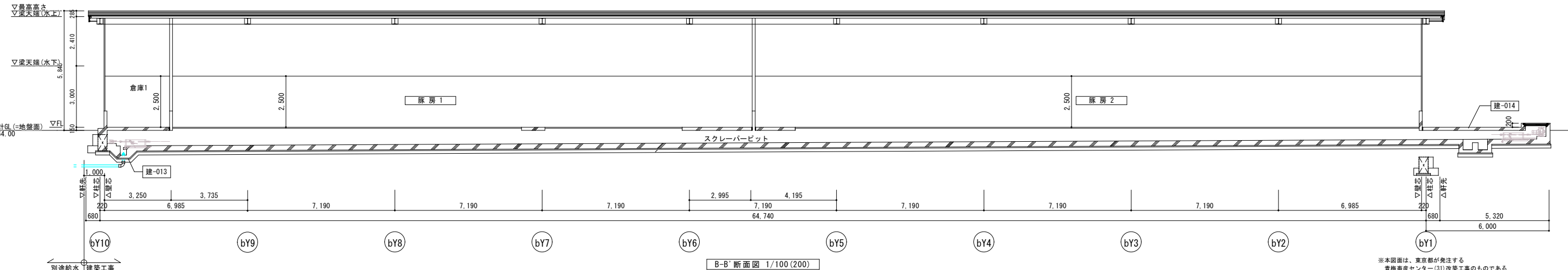
※本図面は、東京都が発注する
青梅畜産センター(31)改築工事のものである
東京都財務局建築保全部施設整備第一課長



平面図 1/100 (200)



A-A' 断面図 1/100 (200)



B-B' 断面図 1/100 (200)

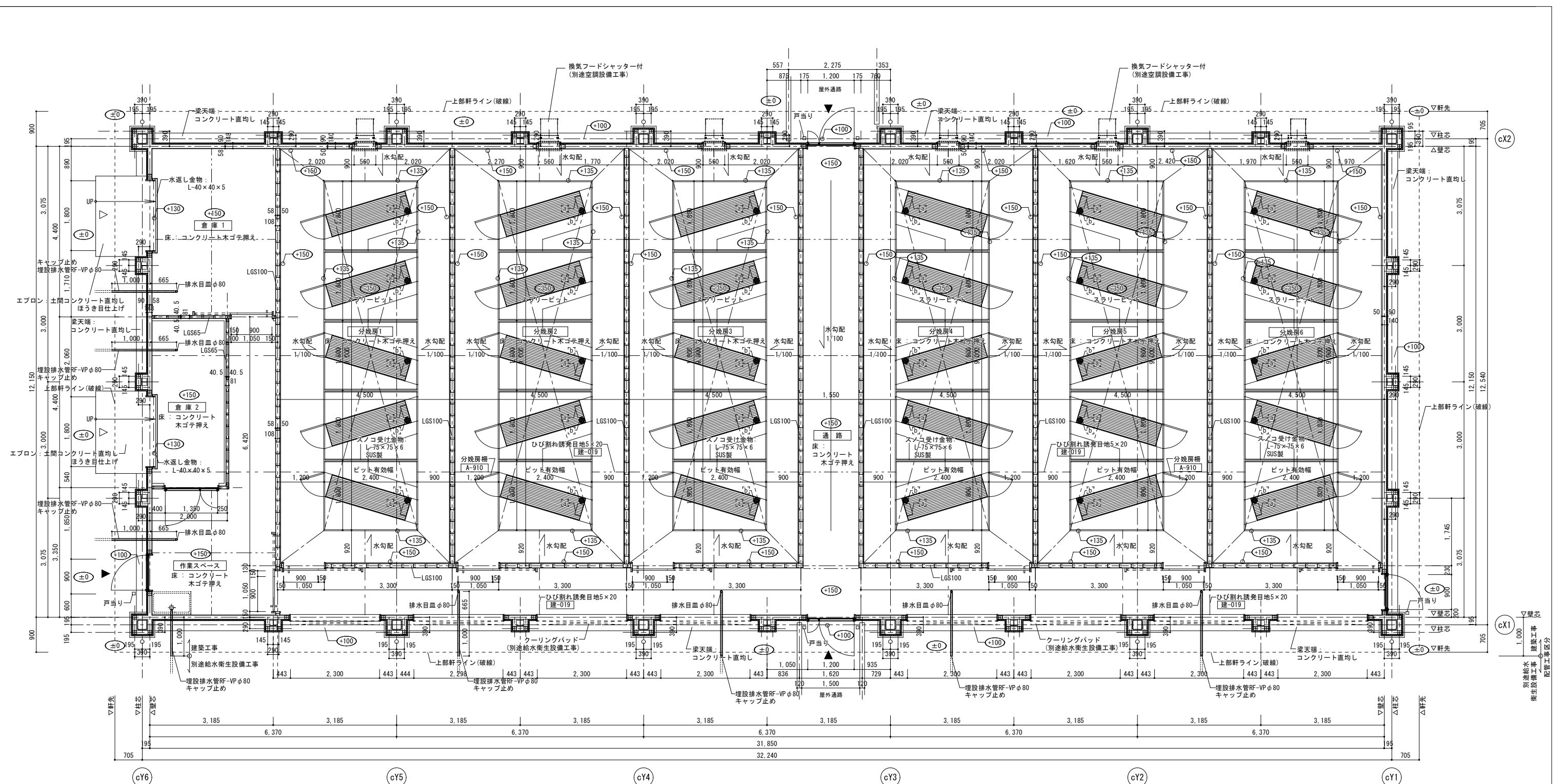
- 設計GL : AP+164とする(=地盤面)
*** : 設計GLからの各部の高さを示す
△ : 車両出入口を示す
▽ : 一般出入口を示す
--- : ひび割れ誘発目地(床) [建-019]
--- : トライバースノコ W2800
--- : 下部スクレーパービット
--- : 鋼鉄板製マシンハッチ 700×700(歩行用 防水防臭型)

建物 外構
(ビット工事区分)

※本図面は、東京都が発注する
青梅畜産センター(31)改築工事のものである
東京都財務局建築保全部施設整備第一課長

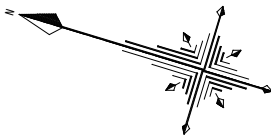
件名 青梅畜産センター(31)改築工事				
図面 [豚]種畜舎 平面図・断面図				
課長	統括課長代理	課長代理	担当	S
				A1:1/100 A3:1/200
A-109				
東京都財務局建築保全部施設整備第一課				

※[建-000]はA-801~808を参照



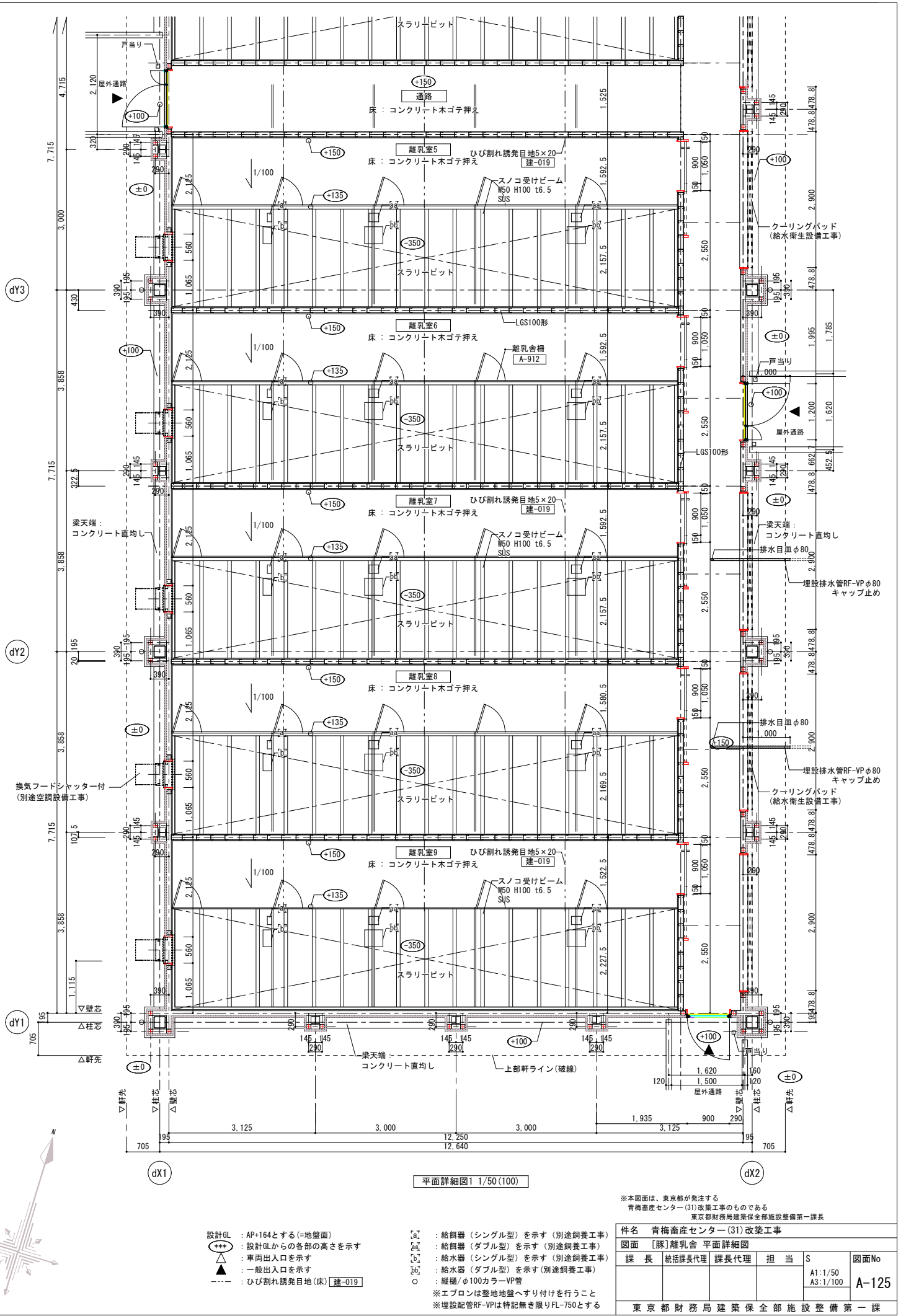
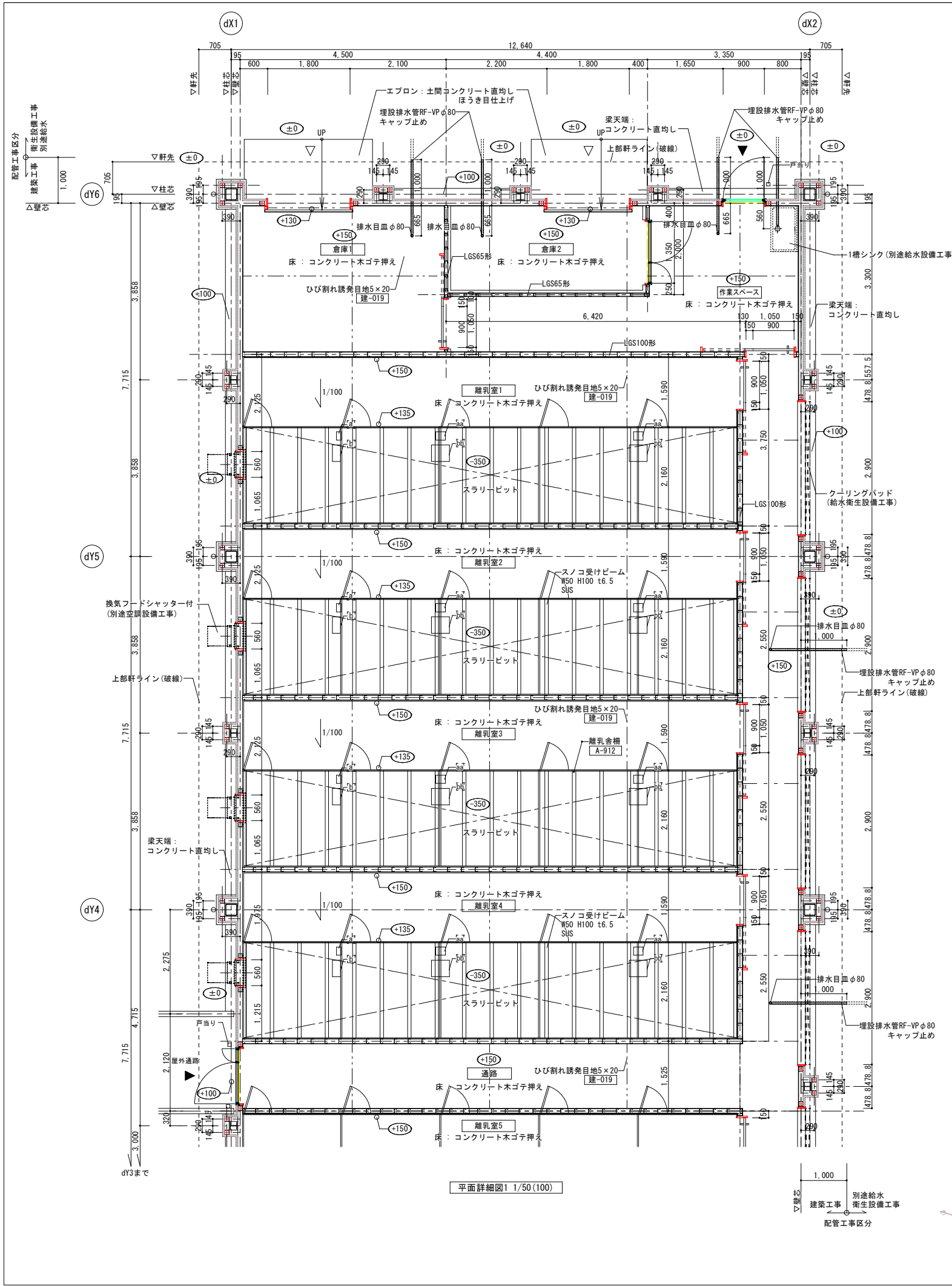
平面詳細図1 1/50(100)

- 設計GL : AP+164とする(=地盤面)
*** : 設計GLからの各部の高さを示す
▲ : 車面出入口を示す
▲ : 一般出入口を示す
--- : ひび割れ誘発目地(床) [建-019]
[a] : 給餌器を示す(別途飼養工事)
[b] : 給水器を示す(別途飼養工事)
○ : 縦樋/φ100カラーVP管
※エプロンは整地地盤へすり付けを行うこと
※埋設配管RF-VPは特記無き限りFL-750とする



※本図面は、東京都が発注する
青梅畜産センター(31)改築工事のものである
東京都財務局建築保全部施設整備第一課

件名 青梅畜産センター(31)改築工事				
図面 [豚]分焼舎 平面詳細図				
課長	統括課長代理	課長代理	担当	S
				A1:1/50 A3:1/100
東京都財務局建築保全部施設整備第一課				

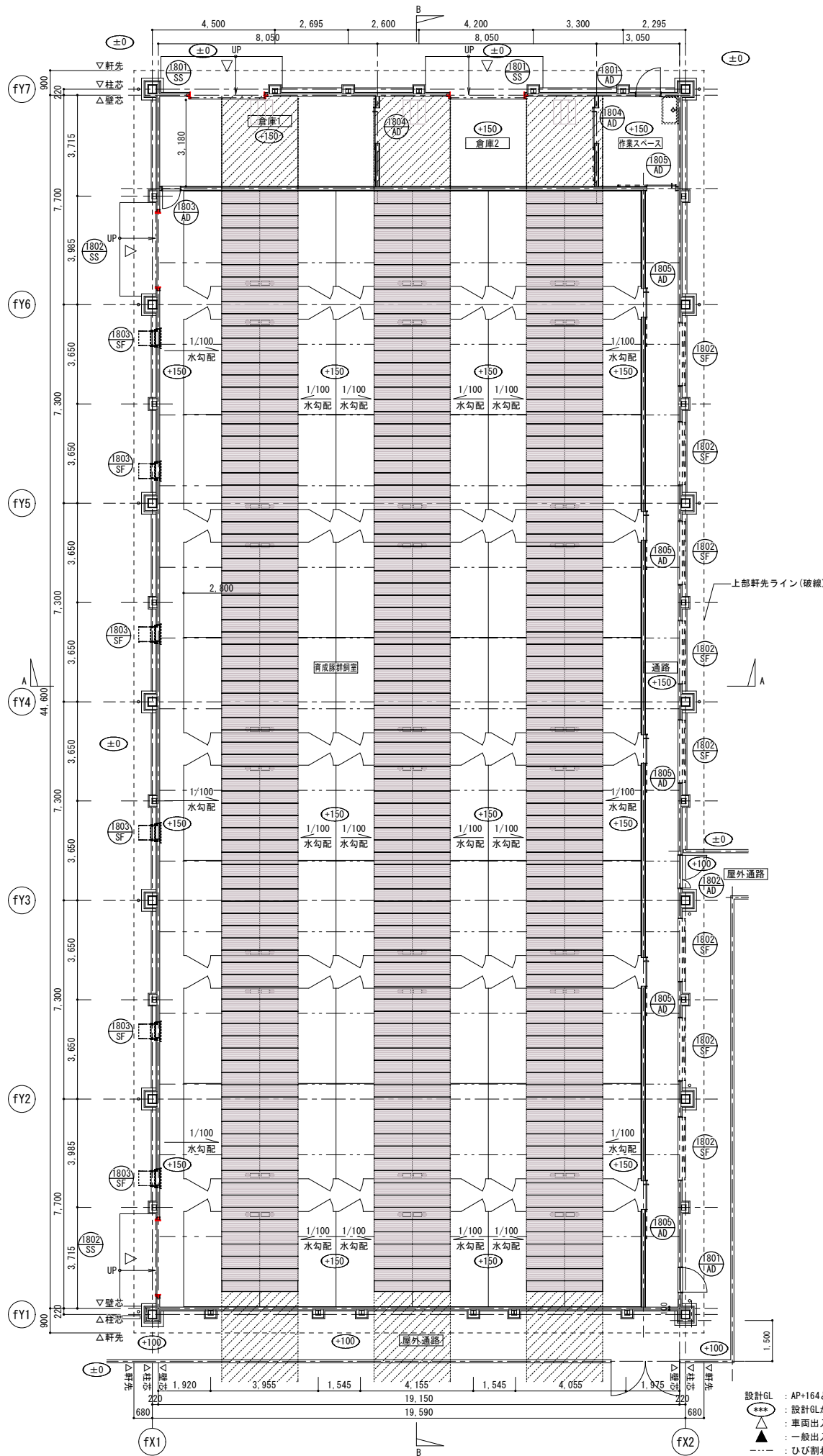


※本図面は、東京都が発注する 青梅畜産センター(31)改築工事のものである 東京都財務局建築保全部施設整備第一課長				
件名 青梅畜産センター(31)改築工事				
図面 [豚] 離乳舎 平面詳細図				
課長	統括課長代理	課長代理	担当	S
				A1:1/50 A3:1/100
東京都財務局建築保全部施設整備第一課				

- 設計GL : AP+164とする(±地盤面)
*** : 設計GLからの各部の高さを示す
▲ : 車両出入口を示す
▲ : 一般出入口を示す
--- : ひび割れ誘発目地(床) 建-019

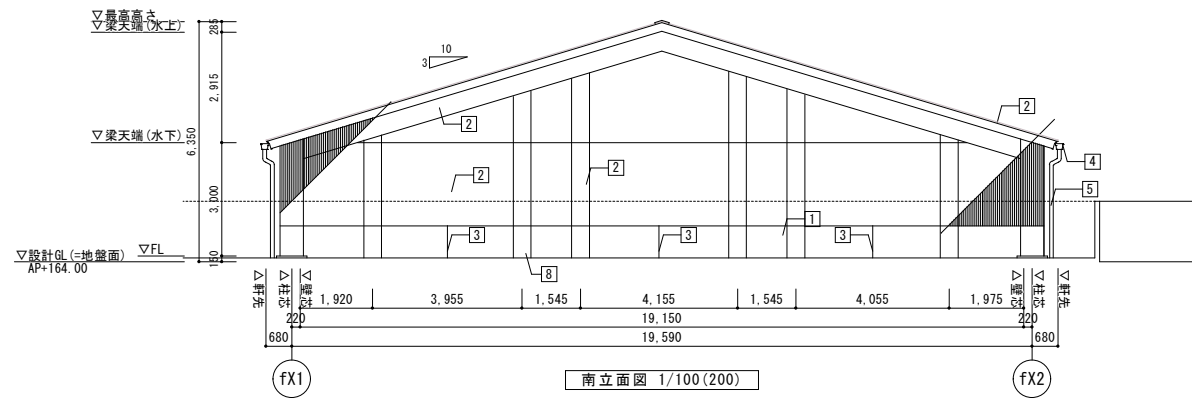
- [a] : 給餌器(シングル型)を示す(別途飼養工事)
[a] : 給餌器(ダブル型)を示す(別途飼養工事)
[b] : 給水器(シングル型)を示す(別途飼養工事)
[b] : 給水器(ダブル型)を示す(別途飼養工事)
○ : 縦樋/φ100カラーVP管
※エプロンは整地地盤へすり付けを行うこと
※埋設配管RF-VPは特記無き限りFL-750とする



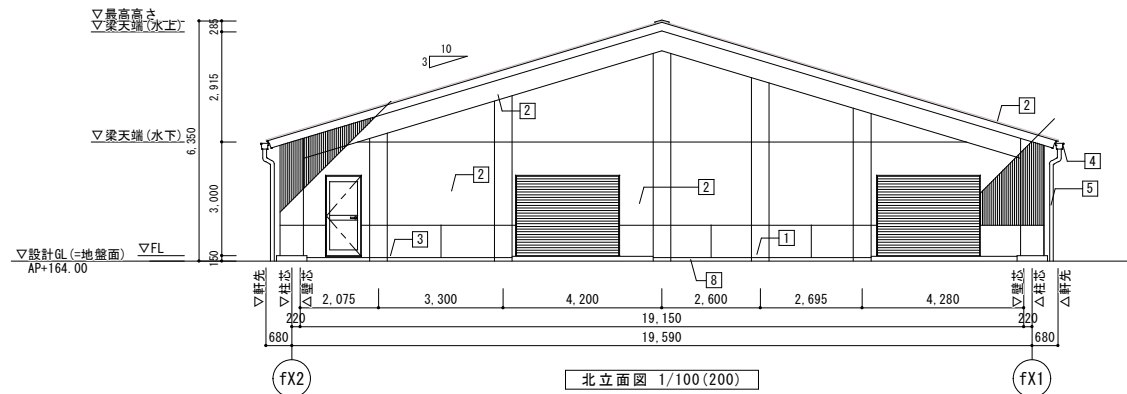


設計GL : AP+164とする (=地盤面)
*** : 設計GLからの各部の高さを示す
▲ : 車両出入口を示す
▲ : 一般出入口を示す
--- : ひび割れ誘発目地 (床) [建-019]
--- : トライバースノコ W2800
--- : 下部スクレーパービット
--- : 編鋼板製マシンハッチ700×700(歩行用 防水防臭型)

平面図 1/100 (200)



南立面図 1/100 (200)

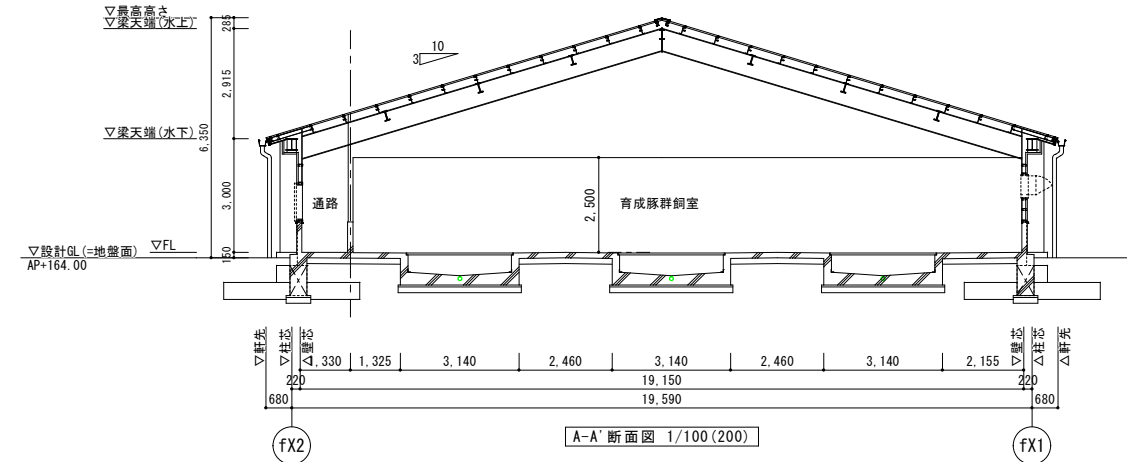


北立面図 1/100 (200)

仕上げ凡例

1	コンクリート打放し (8種)	
2	金属複合断熱パネルt30	
3	ひび割れ誘発目地20×10 (PS-2)	建-118
4	塩ビ軒樋W200	
5	縦樋カラーVPφ100	
6	クーリングパッド (別途給水衛生設備工事)	建-007
7	-	
8	コンクリート打放し (8種)	

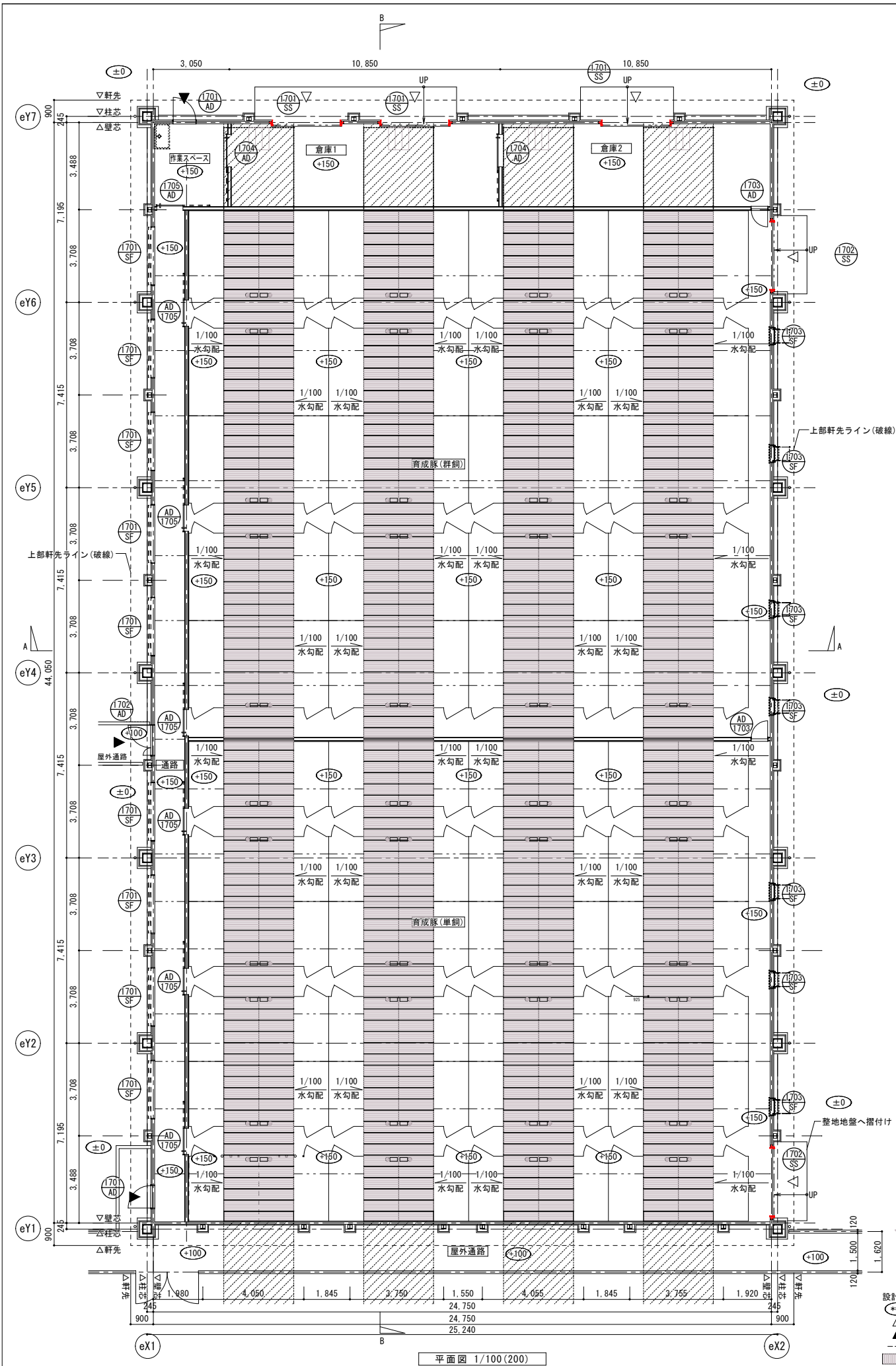
※ [建-000] はA-801～808を参照



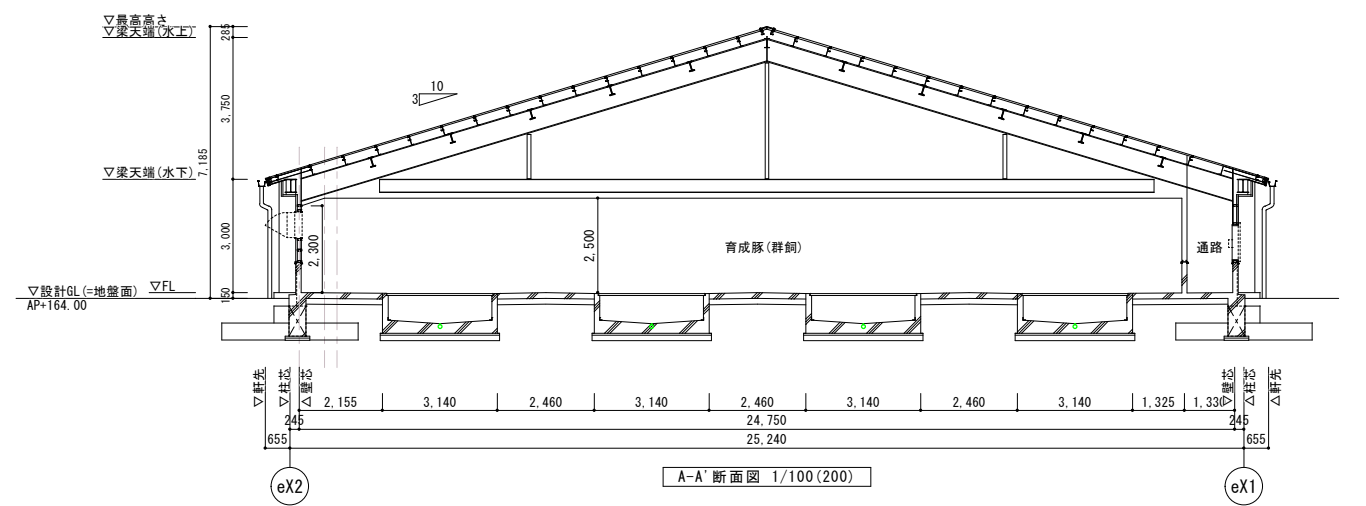
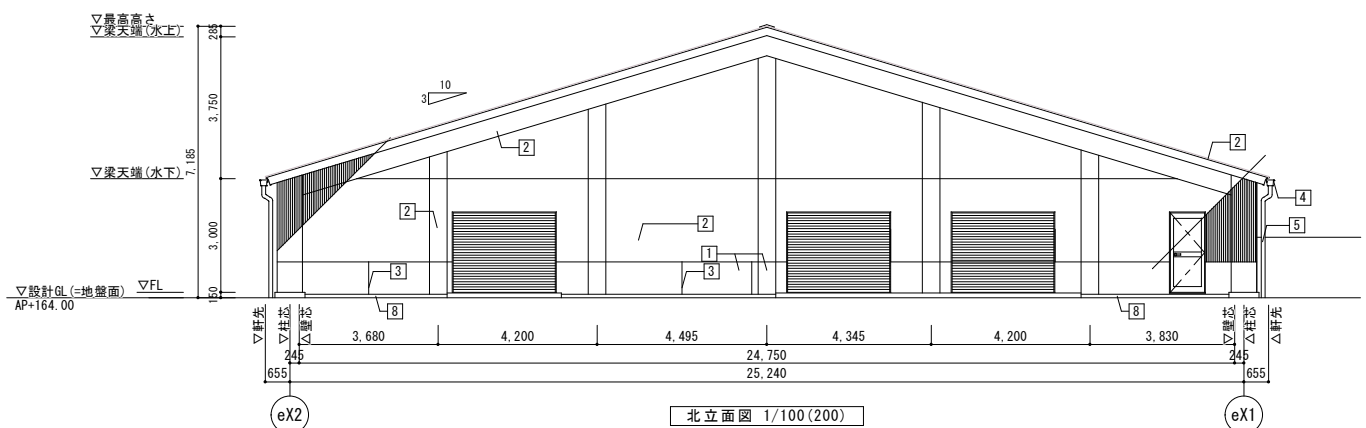
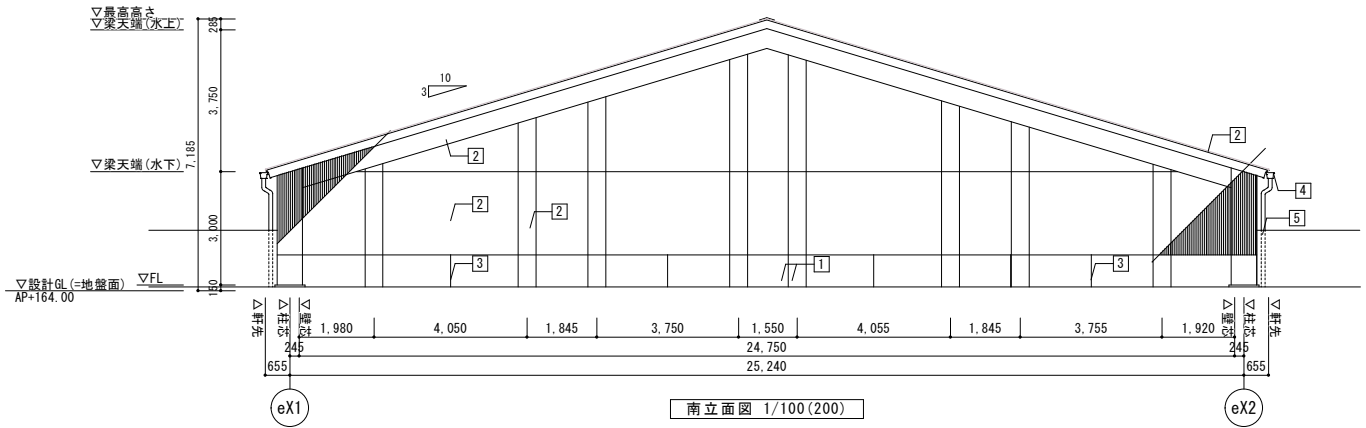
A-A' 断面図 1/100 (200)

※本図面は、東京都が発注する
青梅畜産センター (31) 改築工事のものである
東京都財務局建築保全部施設整備第一課長

件名 青梅畜産センター (31) 改築工事				S	図面No
図面	[豚]肥育舎 (♀) 平面図・立面図・断面図				
課長	統括課長代理	課長代理	担当	A1: 1/100 A3: 1/200	A-135
東京都財務局建築保全部施設整備第一課					



- 設計GL : AP+164とする(=地盤面)
*** : 設計GLからの各部の高さを示す
▲ : 車両出入口を示す
▲ : 一般出入口を示す
--- : ひび割れ誘発目地(床) [建-019]
--- : トライバースノコ W2800
--- : 下部スクレーパービット
--- : 織鋼板製マシンハッチ700×700(歩行用 防水防臭型)



仕上げ凡例

1	コンクリート打放し(8種)	
2	金属複合断熱パネルt30	
3	ひび割れ誘発目地20×10(PS-2)	建-118
4	塩ビ軒樋W200	
5	堅種カラーVPφ100	
6	クーリングパッド(別途給水衛生設備工事)	建-007
7	-	
8	コンクリート打放し(8種)	

※「建-000」はA-801～808を参照

※本図面は、東京都が発注する
青梅畜産センター(31)改築工事の
ものである
東京都財務局建築保全部施設整備第一課長

件名	青梅畜産センター(31)改築工事				
図面	[豚]肥育舎(♂) 平面図・立面図・断面図				
課長	統括課長代理	課長代理	担当	S	図面No
				A1:1/100 A3:1/200	A-127
東京都財務局建築保全部施設整備第一課					